

スウェーデンの住宅政策

外 山 義

I. はじめに

スウェーデンの社会福祉政策の中で住宅政策等が占めてきた位置は極めて重要である。

わが国においても社会の高齢化に促されて、在宅福祉の舞台という視点から、また最近では住宅内事故防止のコンテキストにおいて、ようやく住宅の質、住環境のあり方への議論が熟しつつあり、具体的な施策が打たれ始めている。

本稿においては、社会の高齢化に先立ち福祉社会建設に向けての青写真が固まった1930年代初頭から国民の福祉の基盤としての住宅（住生活）の保障の重要性に着目し、広範な施策を展開してきたスウェーデンの住宅政策について各時代における制度整備プロセスにも触れながら論述してみたい。

II. 時代的背景

19世紀の後半になり、一足遅くスウェーデンに到来した産業革命は、都市部において爆発的な賃貸住宅市場の成長をもたらした。住宅建設は投機的な活動としての側面を持つようになり、住宅建設は工場建設への資本投下と競合し合うようになった。

一方、住宅不足によってもたらされた狭小居住状態と疫病の蔓延により、公衆衛生法（1874

年）、建設法（1874年）、都市計画法（1884年）が立て続けに制定されることとなる。

当時のスウェーデンは、ヨーロッパのなかで最も住宅水準の低い国であり、フィンランドがこれに次いでいた。労働者のほぼ1/4は下宿人であり、彼らにとって最も一般的な住居規模は1DKであった。また住居費は高く、ストックホルムのワンルームアパートの家賃はコペンハーゲン市の約2倍の額であった。1950年代の段階においてさえ、ヨーテボリ市の集合住宅の50%が1DKあるいはそれ以下の居住水準であったとされている¹⁾。

スウェーデン社会全体の状況としても、19世紀後半の2度にわたる大飢饉に襲われ、当時の総人口のほぼ1/4に相当する約100万人が新天地を求めてアメリカ大陸に移住している。都市に流入した農村部の若年層が、都市部における住宅不足と劣悪な住環境に加えて厳しい労働環境のなかで、健康や生活が脅かされていた状況が福祉国家を渴望させる背景としてあったと言えよう。

III. 住宅政策の流れ

国内では労働者一般の生活、社会的労働条件に対する不満の高まり、大状況としては、当時の世界を覆っていた大恐慌を背景としてスウェーデンでは、資本主義の枠内での社会リフロー

ムにおいて、これらの困難を乗り越えようとした社会民主労働党が次第に政治的地位を固め、1932年から長期の政権の座に就くこととなる。

当時、社会党の政策ブレーンであったミュルダール夫妻は、スウェーデン社会が工業化社会に移行していくプロセスの中で、家族の核家族化、女性の社会進出などが進行してゆくだろうことを予見しつつ、スウェーデン社会の生産性向上のための条件として、「国民により良い生活環境を保障する住宅政策」の重要性を訴えている²⁾。すなわち、国民の心と身体の健康のベースは住宅であり、衛生的で快適な良質の住宅に皆が住めることが、生産性向上のための前提条件であり、国の確かな存在の基礎であるというのがその主旨であった。

これを政策目標として掲げたのが、当時のハンソン首相が提唱したフォルクヘッメット（国民の家）の概念である。その中核的思想は、社会の中央に個人を位置づけ、胎児から墓場に至る人生のあらゆる段階で、依存的にならずに豊かな生活が実現される社会を建設するという社会構成員全員を対象とする「普遍性」「平等性」に基づく理念であった。

1. 住宅政策の始動

1933年に早速、社会住宅委員会が設置され、国民の居住状況の把握と問題の整理が始められた。その調査結果は、1945年に最終報告としてまとめられている³⁾。狭小居住問題の解決と衛生的な住宅の質の普及が当面の重要課題であったが、この報告書に基づき、具体的な住宅施策が次々と展開された。それと同時に住宅建設の活性化による失業率の低下も意図されていた。

年間の住宅建設戸数は、5万戸（1945年）から7万戸（1960年）、11万戸（1970年）と拡大し、

表1及び表2に見るように、狭小居住世帯の割合や、一般住宅の水準は、飛躍的に改善された。この発展に大きく寄与したのは、国家財政からの住宅建設融資（bostadslån）や、自治体所有の住宅会社の全国的普及、そして、人口1万人以上の自治体に義務づけられた住宅供給5か年計画（1947年）であった。そして1952年の第一次自治体合併により、全国で約2,500もあった自治体が約1,100に合併整理されたことも、これらの住宅政策を進めてゆくうえで重要な条件作りとなった。また、個人の住宅の需要を支えるための施策として、2人以上の子どものいる世帯と年金額が不十分な高齢者世帯を対象に、家賃補助を開始（1948年）している。さらに、児童手当の支給や、基礎年金の大幅な改訂が行われたのもこの年であった。

一方、住宅自体のハード面での質の向上をはかるための施策として、住居研究所⁴⁾を中心として台所の規格化をはじめとする住宅内の単位空間や設備機器の標準化のためのスタディなど、住宅基準の基礎作りが行われている。そしてここで得られた結果は、隨時、国からの住宅建設融資を受けるための基準として盛り込まれ、一般住宅の質を底上げしていったのである。

1950年代から60年代、そして70年代前半にかけての、急激な経済成長の追風を受けて、住宅の整備は順調に進んでゆくが、特にそのなかで特筆すべきなのは、1965年から74年にかけて掲げられた100万戸計画（miljön programmet）⁵⁾である。この結果、70年代半ばには、量的には住宅不足は解消されたと言われている。

2. 量的充足から質的向上へ

100万戸計画の実現した翌年、1975年に建築法（BS）にパリアフリー（障壁除去）に関する二

つの重要な条項(42a 及び82a)が盛り込まれたが、住宅政策における課題が量的充足から質的向上の段階に入ったことを示唆するものであった。

この BS42a は、その発効時点である1977年7月1日以降に建設されるすべての住宅(ただし、余暇のみのためのセカンドハウスは除外)は、加齢・障害あるいは疾病などにより移動能力や方向感覚等の低下した居住者にも住みこなされるようにすること、3階以上の住宅や集合住宅には必ず昇降機を設けることを規定する画期的なものであった。この条項には、42a の内容を1977年6月30日までに建設された既存住宅にも遡及することを規定する82a という条項が付加されている。

バリアフリーという機能的視点から見た住宅の質の他に、いま一つ70年代後半から住宅の質に関わる動きがある。それは、いわば100万戸計画の効率性追求のツケとして、当時建設された単調な中高層集合住宅群を温床に立ち現れた社会的セグリゲーション^{⑥)}やバンダリズム等に対する対応であった。すなわち、70年代後半からは、100万戸計画当時の極端に短い工期や計画期間、近隣形成への計画的配慮の欠落などの反省に立ち、低層・中層の変化に富んだ住戸群により構成され、戸外環境にも十分に力を注いだ住宅計画が数多く見られるようになる。

80年代に入り、在宅ケア推進の方向性が明確になると、住宅の質の向上に向けての政策は、さらに積極性を増す。具体的な施策としては、ROT(修築、改築、増築)という施策が展開され、住宅の質が理由で発生する施設入所の解消に向けて1977年以前に建設された住宅ストックのバリアフリー化、質の向上が進められている。

1930年代後半に掲げた、「国民に良い住生活環

境を保障する」という課題は、こうして段階的ステージをふみながら実現されてきたわけであるが、現在到達されている住宅の質が、後に述べる在宅ケアサービスを展開してゆくうえでの確固たる基盤として効いていることは言うまでもない。

IV. 住宅基準の変遷

先に触れたように1874年には、住宅に関する公衆衛生法と建築法が制定されているが、当時の建築法は、都市部にのみ適用されており、農村地域に居住していた大半の国民には直接的に影響を与えたものではなかった。また、公衆衛生法の規定に関しても、強制力を持つものではなかった^{⑦)}。このように、これらの法律が実際に国民大多数の生活状況に与えた影響は僅かなものであったと言わざるをえない。

こうした実際の強制力を持った施策の導入に関して言えば、自治体に住宅の居室と台所への採光・換気を可能とする窓の設置について住宅監視の実施が義務づけられたのが1919年であった。その他、住宅の質の向上を実現するための手立てとして、国庫からの住宅建設資金融資の融資基準があり得るが、これに関しては1921年に融資の際の戸建住宅の最適基準の提案作業が始まられた。しかしながら当時の保守政権は「国が（住宅の質に関する）基準を作ることは自治体にとっても建設会社にとっても多くの煩わしさを伴うものでありうる」^{⑧)}と住宅基準導入に対して消極的な姿勢を示し、深刻な住宅不足であったにもかかわらず、翌年1922年に住宅建設に対する資金融資は一旦廃止されることになる。

1932年社会党が政権に就き、社会住宅委員会

が翌年に設置されると、1935年に都市部の低所得多子家族に対する特別住宅のための融資および補助制度が提案され⁹⁾、同年に導入される。1942年に政府は、住宅建設に対する資金援助の増強が必要であると判断し、第三次国庫補助を導入する。この融資業務遂行のために新たに住宅建設資金融資課が設けられ、まず5人以上の世帯向けの住宅¹⁰⁾が融資対象となった。

1945年には、住宅の質に関する公衆衛生法と住宅建設融資基準の内容¹¹⁾が建築法に移行されるが、この建築法の今一つの意義は、建築基準に関する地域格差の是正にあった。以前の建築法によれば、各都市ごとにそれぞれ独自な建築規定があり、その結果、地域によってかなり異なった規定が存在していたが、新しい建築法によって地域の建築規定を建設庁の提案に基づいて策定することが義務づけられたのである。

スウェーデンの住宅政策にとって1947年、48年は重要な年であったが、47年には新たな建築基本法と建築法が起草され、48年には住宅建設資金融資課の住宅庁への拡大改組、各県への住宅委員会の設置、所得に応じた家賃補助の給付開始等が行われている。

1950年代に入ると住宅建設資金融資のための基準内容の要求レベルが一部引き下げられたりするが住宅資金融資を通して住宅の質をコントロールする住宅庁の継続的な働きの結果、依然として良質の住宅が供給され続ける。

1960年代70年代は経済の高度成長による大きな住宅建設需要を背景に住宅の量的供給が一挙に進み、これによっていわば住宅政策の課題が量的充足から質的向上へと変化したことについては、既に述べたが、この時期、住宅基準に関する大きな動きもあった。

住宅庁から出されている住宅設計に関する指

針、「良い住宅」の内容の大部分が、1975年の住宅基準法（SBN. 75）に移されたのである。この結果、住宅建設資金融資を受けずに建てられる住宅に対してもこうした指針の内容が義務づけられるようになった。この住宅基準法の規定内容には、住宅そのものの質に関するもの以外に、住宅の戸外環境、近隣地域計画に関する規定も含まれている。

こうした細目にわたる規定は、以後、良質な住宅ストックを形成してゆくうえで、大きな効力を発揮してゆくが、その一方で建設業界を中心とする建築法規の煩雑さに対する批判が80年代に入り再開される。この議論は、この時期制定された社会サービス法や環境保護法といった建築関連法以外の法律からも影響を受けながら、以前に比して具体的な細目規定が少なく、実現されるべき性能規定的性格を強めながら規定の改訂が繰り返される。そして、1994年1月に新たな建築基準法が制定されることとなるが、この中には具体的細目規定が機能あるいは性能規定へと置き換えられている。こうした変化は、現在のスウェーデンで進められているヨーロッパ共同体（EU）への適合プロセスの一環として理解することも可能であろう。

V. 最低基準値の推移

ここでは住宅の質に関する具体的な最低基準がどのように時代的に推移してきたかを紹介してみよう。

1. 住宅の床面積

住宅の居室最低床面積について触れた最初の規定は、1942年に国の住宅建設資金融資基準として示されたものである。各居室の最低床面積

表 1

居間	18m ²	浴室・便所	2.5m ²
寝室	12	玄関ホール	4.0
"	10	ワードローブ	2.5
台所	9	軽量間仕切り	2.0
計		60m ²	

出典：参考文献4.

が合算されて 1 住戸の最低基準が割り出されている。表 1 は 3 DK の住宅の最低基準である。

1945 年には大きい方の寝室の最低面積は 10 m² に引き下げられた。また、3 DK あるいはそれ以上の部屋数の住宅においては、ケースによって 7 m² の寝室も認められた。これらは最低基準であって、平均的な床面積のスタンダード

表 2 居室の床面積最低基準の推移

部屋名称	住宅の規模 rk	BLB	BS	BABS	BS	BABS	GB	GB	GB	SBN	SBN
		1942	1945	1946	1947	1950	1954	1960	1964	1975	1980
最小居室面積 (m ²)											
居間	2	17									
	3	18									
	4-5	20									
	2-4	(18)									
	≥1		18	18	18						
各住戸の一般的な規模											
							18	18	20	>20	
							(15)	(21)			
	≥2									20	20
										(18)	(18)
最も広い寝室	2-4	10	10	10	10	10	10	12	12	12	12
		12					(12)		(15)		
2 番目に広い寝室	4	10	10	10	10	10	7	7	7	7	7
最も小さい寝室	3	10	10	10	10	10	10	7	7	7	7
				(7)	(7)	(7)	(7)				
	4	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
最小収納庫数											
衣服収納	2	5					4	5	5	6	6
	3	7					5	6	6	7	7
	4	8-10					6	7	7	8	8
最小居室幅員 (m)											
最も広い寝室							2.7	2.7	>2.7	2.7	2.7
							(3.1)	(3.1)	(3.1)		
2 ベッド用寝室										2.5	2.5
最も小さい寝室										1.95	1.95

注：表の “rk” の中の “r” はその広さにかかわらず、居室（数）を指す（SBN における R は、最小 10 m² の居室を示す。床面積が 7 ~ 10 m² の居室は「半室」と呼び 1/2R とする。）

BLB : 住宅建設資金融資公庫

BS : スウェーデン建築法令

BABS : 建築法に関し、建設省から出された通達

GB : 住宅庁の住宅指針「良い住宅」

SBN : スウェーデン建築基準法

出典：参考文献4. p 94. (外山訳)

ではないことが強調されている。

すべての居室が玄関ホールに直接接していることが義務づけられたが、これは、居間も寝室として使うことが可能なようにとの配慮であった。時間交代制の職につく人々の増加と音響機器の所持の増加によって、各居室が中立的なセキュレーション・エリアにそれぞれ結びついていることの重要性が、今日では求められている。

1954年と60年の「良い住宅」においては、住宅の最大、最小床面積に関する規定があったが、これは1962年に撤廃された。

2. 天井高

1874年、都市部における住宅の居室最低天井高は2.7 m であった。しかし、例外規定により2.1 mまで認められるケースもあり、これは今日なお残存している。1931年には、地方における住宅の最低天井高として2.4 mが規定されていた。

1945年には、集合住宅の場合は2.5 m、2世帯住宅の場合は2.4 mという2段階の規定が設けられた。その後、1959年には天井高に関する規定は撤廃されたが、この年まで都市部と地方では異なった規定がなされていた。1971年には、集合住宅に対して2.4 mの天井高の規定が出され、戸建て住宅に対しても再び2.4 mの規定が復活した。

3. 日照と通気性

1919年に導入された公衆衛生法は、住宅の居室と台所に窓と換気の可能性を確保することを義務づけた。1931年の建築法では、都市計画において各住戸が風通しと直接の日照を確保できるよう最大の努力が払われるべきことが謳われ

た。

1945年と47年の建築法においては、住宅ができるだけ日照を確保でき、また、通風が得られるようにという点が強調されたが、廊下なども良い採光が得られることが望ましいとされた。そのねらいは住宅の良好な換気を確保することと、1方向にしか開口を持たない住戸の建設を阻止することにあった¹⁵⁾。

1959年の建築法では、日照確保などに関して都市計画が果たす役割についての条項はなくなり、要求レベルは「日照ができる限り確保することと、風の通り抜けを確保することが望ましい」という表現になった。1959年から1976年の間は、戸建て住宅に関しては建築法のなかに日照と通気性に関する何の規定もなされなかった。

1960年と64年の「良い住宅」のなかでは、日影図による日照の確保が義務づけられていた。また、日影図の使い方は1981年の建築基準法の注解¹⁶⁾のなかで示された。

1983年の計画法、建築法の委員会案のなかでは、日照条件が十分に確保された風通しの良い住宅が「快適な住宅」の要件として追求されるべきであると述べられている。

4. 戸外環境

1931年の建築法によれば、住宅地計画において十分な広さと数のある公園や緑地、子どもの遊び場やスポーツ施設も計画されるべきことが謳われている。1947年の建築法においては、さらに、広場や年齢階層の異なる子どもたちのための遊び場の設置が義務づけられている。

1958年の建築法では、駐車場を除いて、戸外環境への要求はほとんど削除された。1972年には、集合住宅には遊び場と戸外休息スペースを

計画することが義務づけられた。1976年になると、この要求は、ほとんどすべての住宅へと対象が広げられた。1960年と64年の「良い住宅」の中では、戸外環境に関してレクリエーションや遊び、駐車場といった点が重視された。

1975年と80年の建築基準法には、詳細にわたる戸外環境に関する規定が示されている。

VI. 住宅政策の現状

1. 世帯構造

今日スウェーデンの総人口は870万人、総世帯数は380万人である。従って、1世帯当たりの平均人数は2.2人、いわゆる先進工業国にあっても平均世帯規模の小さな国である。世帯構造としては、単独世帯が最も多く、全世帯数のほぼ1/3を占め、二人世帯がほぼ同率でこれに続いている。現在、高齢化率は約18%であるが、二世代同居世帯に暮らす高齢者は少なく高齢者全体の5%前後に過ぎない。

スウェーデンの平均世帯規模が相対的に小規模である理由は、子どもが16歳を過ぎると基本的に親元を離れ、独立して住居を構えること、単独世帯特に一人暮らしの高齢者の割合が高いこと、二世代あるいは三世代同居世帯が少ないとによる。ちなみに、16歳以下の子どものいる二世代世帯の割合は全世帯数の16%である。また、本論文のテーマである住宅、住環境の質が高く、在宅福祉が普及しているため、高齢で一人暮らしであっても、施設に入所、入院せず地域で居住継続する高齢者が多いことも一因である。

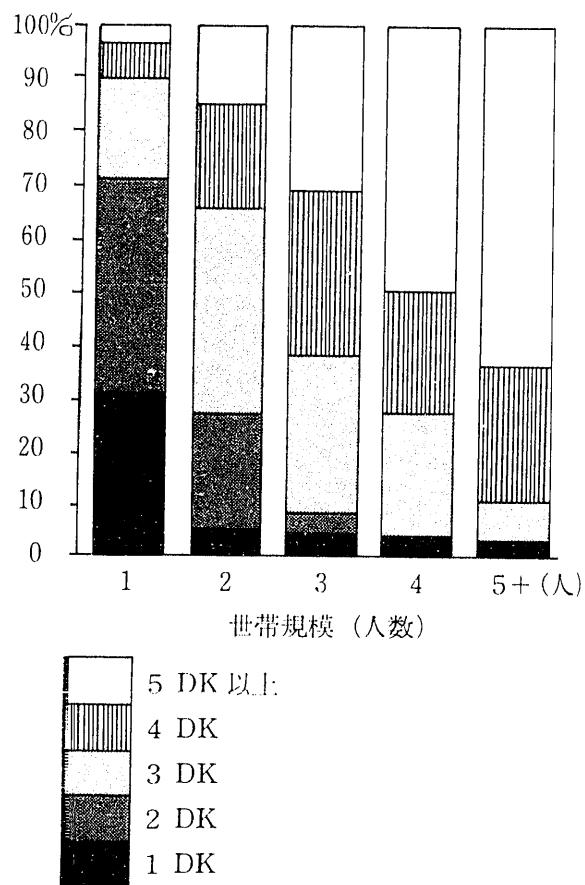
2. 住戸形態

今日、スウェーデンには約400万戸の住宅スト

ックがあるが、そのうち戸建住宅が190万戸、集合住宅が210万戸である。対人口1,000人当たりの住宅戸数は470戸であるが、休暇用の住宅をも含めるとこの数は550戸にのぼる。休暇用の住宅を所有しているのは成人数の22%である。

1990年における全住宅ストックの居住者一人当たりの部屋数¹²⁾は2室、また居住者一人当たりの住宅床面積は47 m²であった。また、過密居住世帯¹³⁾は全世帯数の2%以下であり、居住者一人当たり一室が確保できている世帯は全世帯の35%にのぼる。世帯規模ごとに居住する住宅規模を示したものが図1である。

次に住宅の所有形態であるが、スウェーデンでは住宅の所有形態として一般的に言って、持家、居住権所有¹⁴⁾、賃貸の三つの形態が存在する



出典：参考文献8.

図1 世帯規模別、住宅規模（1990年）

が、全住宅ストックの46%を占める戸建住宅は通常、持家であり、残りの54%を占める集合住宅のうち約40%が賃貸、残りの約15%が居住権所有である。また、賃貸住宅の約半数は非常利の自治体所有住宅建設会社によって所有されている。

住宅の質に関してのデータとしては、全住宅ストックの約3/4が1940年以降に建設されたものであり、それ以前に建設されたものもほとんど改修により近代化を終えている。1985年時点で、全住宅ストックの98%に上水道、セントラルヒーティング、専用便所は設置されている。また、95%の住宅に専用のシャワーあるいは浴室が設置されている。

3. 家賃と家賃補助

家賃補助(housing allowance)には二つのシステムがある。

一つは年金者を対象とし LBK (Kommunal Bostad Tillagg) と呼ばれ、いま一つは2人以上の子どものいる低所得者層を対象とした BB

(Bostads bidrag) と呼ばれている。

1992年時点で全有子世帯の28%がこのBBの給付を受けている(この家賃補助月額は、月収、家賃および子どもの数によって算定されるが表3は1993年の補助額である)。例えば、子どもが生まれて世帯規模が大きくなった場合、やがて一室大きめの住宅へと移り住みたくなるわけであるが、この家賃補助の子ど�数増加による増額によって、一室大きい住宅に移ることが可能になるわけである。従って、一般にただ住宅規模と世帯規模によって割り出した居住水準を示しても、それを実現してゆくには、この家賃補助の仕組みと組み合わせなければ望ましい居住水準へと誘導してゆくことはできない。80年代になり、特に1980年代末にかけて、この家賃補助給付対象者は減少していたが、1991年を境に再び増加し始めている。その理由は、税制改革や近年の失業者の増加等にあると思われる。

VII. まとめに代えて—総合福祉施策の一環としての住宅政策

冒頭でスウェーデンの社会福祉政策のなかで住宅政策が占めてきた位置が重要であることを述べた。特に、高齢者、障害者の生活の質にとって、住宅と住環境の質は決定的な要素として効いてくる。また、子どもの生育環境、生活環境の視点から見ても、住宅と住環境の質は、ゆるがせにできない要素であるだろう。

スウェーデンは1982年に社会サービス法を制定しているが、この法律は児童・青少年・成人・高齢者・障害者などすべての社会構成員の生活保障を目指す総合化された社会サービスの枠組であった。

この法律のなかでは、各地方自治体(Kom-

表3 家賃補助月額(1993年)

年 収 (スウェーデンクローナ)	家 賃 (リ)	子 猫 の 数	2	3 +
91,000	3,000	1,887	2,162	
	3,500	2,137	2,472	
	4,000	2,387	2,712	
	4,500	2,637	2,962	
140,000	3,000	1,071	1,346	
	3,500	1,321	1,646	
	4,000	1,571	1,896	
	4,500	1,821	2,146	
185,000	3,000	321	596	
	3,500	571	896	
	4,000	821	1,146	
	4,500	1,071	1,396	

出典：参考文献8.

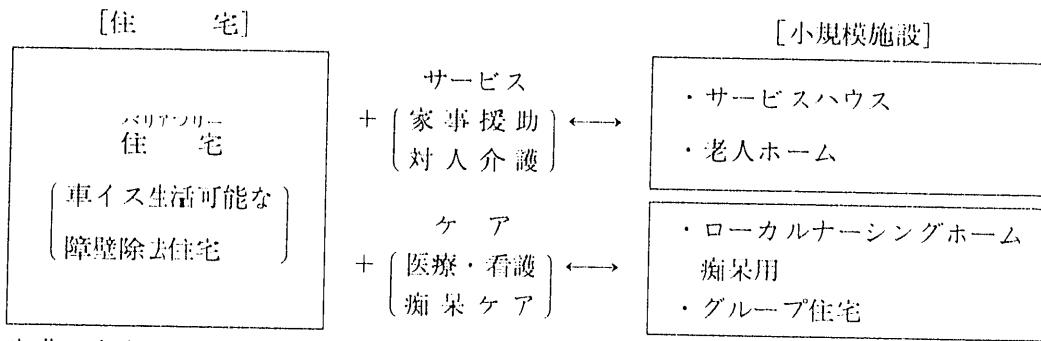


図2 住宅とケア・サービスの組み合わせ

mun) がそこに居住する住民に対する生活環境整備の責任を負わされているが、例えば高齢者を対象にその具体的な内容を考えてみると以下のようなになる。

そこに居住する高齢者たちに対して、サービスハウス（高齢者向けケア付き集合住宅とデイセンターの複合施設）の供給を含めた良質の住居を保障し、一方では在宅ケア・サービスの充実を図ることが法的に規定されている。この法律に基づき、各自治体の社会委員会は高齢者が自立的な生活を維持しつつ、他方では他者との活発な交流を得て意味ある人生を送れるよう具体的な施策を開拓するよう求められているが、それ以来、いずれの自治体においても、老人ホームの住居化、小規模化をさらに図り、改善を加えてサービスハウジングのなかに位置づける動きを見せているし、さらに痴呆性老人のような特別なケアを必要とする高齢者を小規模で家族的な環境のなかでケアするグループ住宅（ホーム）の供給等も積極的に進めている。また、一方では長年住んできた住居に住み続けながら、必要に応じて自立生活支援サービスや在宅ケアを受け、地域での居住を継続しつつデイセンターやデイケアに出かけるなどして生活の活性化を図り、社会参加の機会を得ながら生活する在宅支援の施策にも力を入れてきている。

住宅政策はこうした在宅での居住継続支援を進めるうえでのいわば基盤整備である。

特に、1977年7月以来、整備されてきた障壁除去住宅（バリアフリー住宅）をすべての居住者側の個々の生活拠点として保障しながら、そこにホームヘルプサービスや、緊急対応をも含めたナイトパトロール、訪問看護といった在宅ケア・サービスを届けることにより、高齢、虚弱になってしまっても長年住みこなしてきた住居、地域のなかに住み続けるための支援を行うという構造である。

今日、後期高齢者の増加やヨーロッパ共同体への参加、経済不況など、内外の状況変化にゆるぶられながらも、総合福祉施策の基本的な骨格を堅持しながら、模索を続けているが、そうしたなかで1930年以来築き上げてきた良質な住宅基盤がしっかりとその基盤を支えている。

注

- 1) 当時のスウェーデンにおける住宅の居住水準については *Bostadsboken* (Thiberg S. edt. 1985) 4章に詳しい。
- 2) Myrdal, A och Myrdal G, *Kris i befolkningsfrågan*, Bonniers, Stockholm, 1934
- 3) SOU. 1945: 63, *Slutbetänkande avgivet av Bostadssociala utredningen Del 1.*
Allmänna riktlinjer för den framtida bos-

- tadpolitiken. Förs lag till lâne-och bidragsformer, Stockholm, 1946
- 4) HFI (Hemmens forskningsinstitut), 1944年に開設された研究所。主として住宅内各単位空間寸法を人間工学的に研究し、住宅基準の基礎データを作った。
 - 5) 毎年10万戸のペースで住宅建設を進めようという当時人口700万余の小国スウェーデンにとって途方もない計画であったが、コンクリートパネルによるプレファブ工法の開発により実現されることとなる。
 - 6) ある特定の住宅地域に低所得者階層や移民グループ等の特定の社会階層が集中して居住し社会分離が起こること。
 - 7) 例えば、狭小居住の状況に対して、公衆衛生委員会が法の適用を義務づける権限を持ってはいなかった。
 - 8) *Kungl. Maj:ts proposition No. 357, 1921*
 - 9) *Betänkande rörande län och årliga bidrag, SOU 1935 : 2*
 - 10) この5人以上の世帯向け住宅の規模は3DK, 60 m²が一つの目安とされ上限は87 m²に設定された。
 - 11) 十分な家具を配することのできる居室スペース、玄関ホールと各室間のつながりに関する一般的規定。および、無窓居室や不十分な採光の居室を避けるべきこと、日照の確保、住宅内の通風換気、最低天井高(2.5 m)等に関する規定等がこの内容である。
 - 12) ダイニングキッチンと居間を除いた居室数を居住者数で除したもの。
 - 13) 過密居住の定義は1960年代末に政府によって定められたが、ダイニングキッチンと居間を除いた部屋数を居住者数で除した数が2を超える世帯をいう。
 - 14) 居住権所有は、通常、組合員に集合住宅を供給

する非常利住宅共同組合の会員権を所有する形態をとる。この形態の住宅所有に関しては特別の法律が定められている。組合員は、自己資金投資を求められるが、それに加えて、共同組合の支払う固定資産税や支払利子分をカバーする月額費用を納める。組合員は通常住戸の維持管理の責任を自ら負うが、居住権を売買する自由もある。この形態は戸建住宅ではほとんど存在しない。

- 15) *Kungl. Maj:ts proposition, 1947*
- 16) 1クローナは1996年7月現在で約17円。

参考文献

1. *God bostad i dag och i morgon*, Stockholm : Kungl Bostadsstyrelsen 1964
2. Liedgren R, Så bodde vi, Stockholm 1961
3. Myrdal A och Myrdal G, Kris i befolkningsfrågan, Bonniers, Stockholm, 1934
4. Thiberg S. (edt.), Bostadsboken, Byggforskningsrådet, Stockholm, 1985
5. 外山 義「社会保障の高齢者の生活の場の移り変わりー住宅と施設(医療・福祉)を包括する視点からー」『高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業の調査報告書』, 健長寿社会開発センター, 1994年
6. 外山 義『社会政策としての生活環境整備, スウェーデンの社会』, 早稲田大学出版部, 1994年
7. 外山 義「在宅、施設を包括する介護サービスのあり方」『高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業、調査報告書II』, 健長寿社会開発センター, 1995年
8. *SI, FS84KOhc, Housing and Housing Policy in Sweden, 1994*

(とやま・ただし 東北大学助教授)